

かけはし

第25号 (平成26年3月3日)



日本年金機構

Japan Pension Service

編集責任者 国民年金部

部長 町田 浩

機構ホームページ <http://www.nenkin.go.jp/>

ご意見に関するアドレスは

E-mail:kikou-shikutyousonikenbosyuu@nenkin.go.jp

<目次>

- ・はじめに
- ・機構からの連絡
- ・広報の広場
- ・地域の独自情報
- ・編集後記

はじめに

平成25年度も残すところあと僅かになりました。日本年金機構では、納付率アップに向けて特別催告状や年度末の収納対策強化等の取組みを実施しています。また、市場化テスト受託事業者とさらなる協力連携を図るなどの取組みを強めています。

市区町村の皆様におかれましても、保険料等に関する相談で窓口に来られたお客様へ、年金制度の大切さを周知していただき、納付の案内又は免除制度の説明等の対応をよろしくお願いいたします。

機構からの連絡



平成26年度の学生納付特例申請書の送付について (国民年金部)

平成25年度において学生納付特例制度により保険料納付を猶予されている方で、引き続き平成26年度も在学予定の方に、「国民年金保険料学生納付特例申請書」(ターンアラウンド様式)を3月末にお送りいたします。

申請書はハガキ形式になっており、必要事項を記入してポストに投函することにより、平成26年度の学生納付特例を申請することができます。この場合、在学証明書または学生証の写しを添付する必要はありません。ただし、在学している学校等に変更がある方については、このハガキで申請することはできませんので、通常の申請書に在学証明書等を添付して届け出るようになります。

◆送付する学生納付特例申請書（ターンアラウンド用）の様式

表面

平成26年度
国民年金保険料
学生納付特例申請
のご案内

999-9999
XXXXXXXXXXXXXXXXXX
XXXXXXXXXXXXXXXXXX
XXXXXXXXXXXXXXXXXX

発行年月日 XXXX年XX月XX日
基礎年金番号 XXXX-XXXXXX

問い合わせ先
XXXXXXXX年金事務所
TELXXXXXXXXXXXX
XXXXXXXXXXXXXXXX

同封チラシの記入例に沿って申請者記入欄に必要な事項をご記入の上、
切り離して4月中にご提出願います。

国民年金保険料学生納付特例申請書 XXXXXXXXX

(この申請書は機械処理されるので、汚したり折り曲げたりしないで下さい。)

職員確認欄
※ご記入の必要はありません。

届出コード	自治体コード	基礎年金番号	三年目	区分
56237	9999	99999999999	9999999	9

申請者記入欄

学校の名称 _____ 学校の所在地 _____

在学生年月	平成	年	月から平成	年	月まで	学生納付特例申請期間	平成	26年	4月から平成	年	月まで
前年の所得	1. あり	2. なし	教育における納付額・障害者控除・寡婦控除	1. 課税 (障害者控除 寡婦控除)	2. 非課税						

住所 _____ 氏名 _____ 電話番号 _____

黒字：プレ印字
赤字：AP印字

裏面

郵便はがき

00世△△2-3-5

日本年金機構〇〇事務センター 行

〒 _____

住所 _____

姓 _____ 名 _____

届出有効期限
平成〇〇年〇〇月
〇〇日まで
(切手不要)

平成26年度の国民年金保険料額及び納付期限は以下のとおりです。

納付月	保険料額	納付期限	納付月	保険料額	納付期限
4月分	15,xxx円	26年 6月 2日	10月分	15,xxx円	26年12月 1日
5月分	15,xxx円	26年 6月 30日	11月分	15,xxx円	27年 1月 5日
6月分	15,xxx円	26年 7月 31日	12月分	15,xxx円	27年 2月 2日
7月分	15,xxx円	26年 9月 1日	1月分	15,xxx円	27年 3月 2日
8月分	15,xxx円	26年 9月 30日	2月分	15,xxx円	27年 3月 31日
9月分	15,xxx円	26年10月 31日	3月分	15,xxx円	27年 4月 30日

保険料を全期間分または6ヶ月分をまとめて前納する場合は以下のとおりです。

納付月分	全期間前納で納める場合	6ヶ月前納で納める場合
納付月分	26年4月～27年3月	26年4月～26年9月 26年10月～27年3月
保険料額	xxx,xxx円	xx,xxx円 xx,xxx円
納付期限	26年4月30日	26年4月30日 26年10月31日
割引額	3,xxx円	xxx円 xxx円

前納の場合、「納付期限」経過後に納付することはできませんので、ご注意ください。

【納付場所】
日本銀行本店、支店、代理店または蔵入代理店
納付委託機関

【納付方法】
国民年金保険料納付書を添えて、上記の納付場所へ
納付してください。

印

一部の信用金庫等でMMK端末による国民年金保険料の取扱いが始まりました (国民年金部)

(※) 「かけはし」第23号で、MMK端末を設置しているコンビニエンスストア、ドラッグストア、スーパー、病院内売店等で新たに国民年金保険料の取扱いが始まったことをごお知らせしましたが、平成26年2月3日よりMMK端末を設置する金融機関（一部の信用金庫および信用組合）においても、MMK端末による国民年金保険料の取扱いを開始しました。

該当する店舗は「MMK設置店」の表示がされています。また、MMK設置店は、(株)しんきん情報サービスのホームページで確認できます。

<http://www.shinkin-sis.co.jp/mmk/mmklist.html>

(日本年金機構ホームページよりリンクしています。)

なお、MMK設置店における取扱いは、コンビニエンスストアと同様の取扱いとなります。

(※) MMK端末とは(株)しんきん情報サービスが運営する公共料金収納用端末のことです。また、この端末を設置している店舗を「MMK設置店」といいます。

平成26年度国民年金保険料について (国民年金部)

◆国民年金保険料の金額

平成26年度の国民年金保険料額は、月額15,250円となりました。

平成26年度の国民年金保険料額は、国民年金法第87条において16,100円とされていますが、平成16年度からの物価と賃金の変動に基づく平成26年度の保険料改定率0.947を乗じることにより、15,250円となりました。

◆前納制度（保険料の前払い）

国民年金保険料を前納する場合の期間及び納付すべき額について、厚生労働省告示により定められました。

前納制度を利用し、現金で保険料を1年度分前納した場合、毎月払いと比べて3,250円の割引となり、6カ月分前納でも740円の割引になります。また、口座振替制度を利用すると、2年度分前納で14,800円、1年度分前納で3,840円、6カ月分前納で1,040円の割引となり、大変お得です。

口座振替の引落方法は、

- (1) 2年度分の前納（4月～翌々年3月分）
- (2) 1年度分の前納（4月～翌年3月分）
- (3) 6カ月分の前納（4月～9月分、10月～翌年3月分）
- (4) 毎月（早割） ※納付期限よりも1カ月早く振替
- (5) 毎月（割引なし）

の5種類から選んでお申し込みいただくことができます。

注) 口座振替による平成26年4月からの前納の新規申込みは受付を終了しました。



平成26年度 国民年金保険料 納付額比較

	1カ月分		6カ月分		1年度分		2年度分	
	保険料額	割引額	保険料額	割引額	保険料額	割引額	保険料額	割引額
毎月納付 (納付書による現金納付、 翌月末振替の口座振替)	15,250円	—	91,500円	—	183,000円	—	370,080円	—
【早割】 (当月末振替の口座振替)	15,200円	50円	91,200円	300円	182,400円	600円	368,880円	1,200円
6カ月前納 (現金納付)	—	—	90,760円	740円	181,520円	1,480円	367,080円	3,000円
6カ月前納 (口座振替)	—	—	90,460円	1,040円	180,920円	2,080円	365,880円	4,200円
1年前納 (現金納付)	—	—	—	—	179,750円	3,250円	363,510円	6,570円
1年前納 (口座振替)	—	—	—	—	179,160円	3,840円	362,320円	7,760円
2年前納 (口座振替)	—	—	—	—	—	—	355,280円	14,800円

※一部納付（一部免除）されている方の口座振替方法は「毎月納付（翌月末振替）」のご利用となります。

※平成27年度の保険料額 15,590円。

《年金機能強化法が施行されます》

かけはし臨時号（平成25年4月16日）でお知らせしたとおり、平成26年4月1日に「年金機能強化法」が施行されます。そのうち、年金給付に関する改正事項を改めてご紹介いたします。

子のある夫にも遺族基礎年金が支給されるようになります

【これまでは】

国民年金に加入していた方が亡くなった場合は、亡くなった方によって生計を維持されていた「子のある妻」または「子」に遺族基礎年金が支給されていました。

【平成26年4月からは】

国民年金に加入されていた妻が亡くなった場合に、「子のある夫」にも遺族基礎年金が支給されるようになります。

※平成26年4月1日以後の死亡が対象となります。

【手続き方法は】

お住まいの市（区）役所・町村役場または年金事務所に請求書を提出してください。

未支給年金を受け取れる遺族の範囲が拡大されます

【これまでは】

未支給年金（亡くなった方が受け取れるはずであった未払いの年金）を受け取ることのできる遺族の範囲は、亡くなった方と生計を同じくしていた「配偶者、子、父母、孫、祖父母又は兄弟姉妹」でした。

【平成26年4月からは】

これまでの遺族の範囲に加えて、「それ以外の3親等内の親族（甥・姪、おじ・おば・子の配偶者など）」まで広がります。

※平成26年4月1日以後の死亡が対象となります。

＜新たに未支給年金を受け取れる遺族＞

1親等	子の配偶者・配偶者の父母
2親等	孫の配偶者、兄弟姉妹の配偶者、配偶者の兄弟姉妹、配偶者の祖父母
3親等	曾孫、曾祖父母、曾孫の配偶者、甥・姪、おじ・おば、甥・姪の配偶者、おじ・おばの配偶者、配偶者の曾祖父母、配偶者の甥・姪、配偶者のおじ・おば

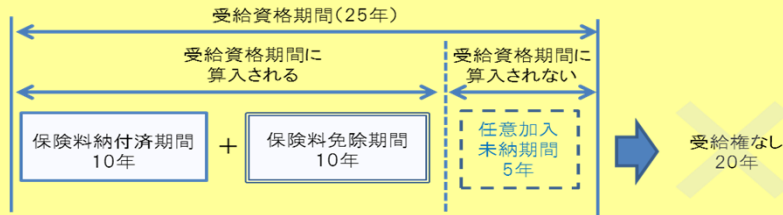
【手続き方法は】

お住まいの市（区）役所・町村役場または年金事務所に請求書を提出してください。

国民年金の任意加入未納期間が受給資格期間に算入されます

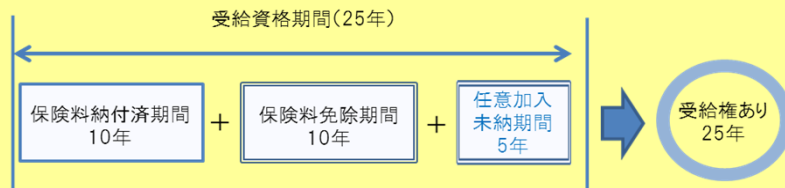
【これまでは】

国民年金の任意加入被保険者（サラリーマンの妻や海外在住者などで本人の申出により加入をしていた方）が保険料を納付しなかった期間については未納期間とされ、年金を受け取るために必要な期間（受給資格期間）に算入されませんでした。



【平成26年4月からは】

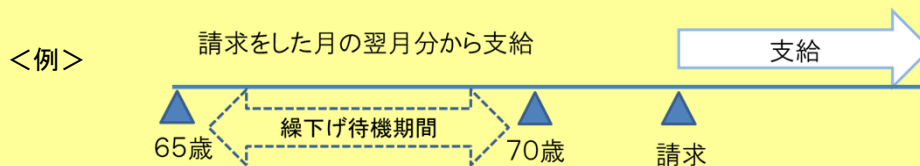
この未納期間は合算対象期間※として受給資格期間に算入されます。
 ※合算対象期間は、年金の受取額には反映されません。



繰下げ請求が遅れた場合でもさかのぼって年金を受け取れます

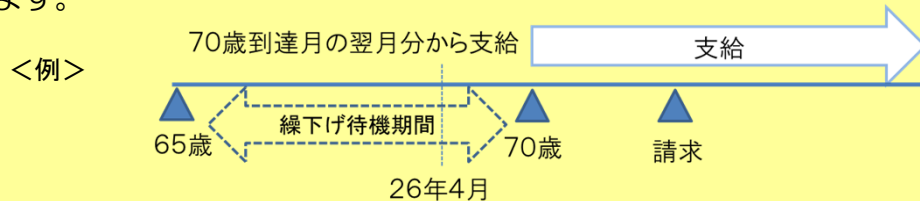
【これまでは】

老齢年金の受給権を取得した日から5年を経過した日後に繰下げの請求があったときは、請求の翌月から増額された年金が支給されていました。



【平成26年4月からは】

5年を経過した日の属する月の翌月から増額された年金が支給されるようになります。



【手続き方法は】

お住まいの市（区）役所・町村役場または年金事務所に請求書を提出してください。

障害年金の額改定請求が1年を待たずに請求できるようになります

【これまででは】

障害年金を受けている方の障害の程度が増進した場合、その前の障害状態の確認等から1年の待機期間を経た後でなければ年金額の改定請求ができませんでした。

【平成26年4月からは】

省令に定められた障害の程度が増進したことが明らかである場合には、1年を待たずに請求することができるようになります。

【手続き方法は】

お住まいの市（区）役所・町村役場または年金事務所に請求書を提出してください。

さかのぼって障害者特例による支給を受けられるようになります

【これまででは】

障害の状態（障害厚生年金の1級から3級に該当する障害の程度）にある方が請求することにより請求月の翌月から障害者特例（特別支給の老齢厚生年金に定額部分が加算）による支給がされていました。

【平成26年4月からは】

すでに障害年金を受けている方が請求した場合、特別支給の老齢厚生年金の受給権を取得したときにさかのぼって障害者特例による支給がされるようになります。

【手続き方法は】

お近くの年金事務所に請求書を提出してください。

年金受給者が所在不明となった場合に届出が必要となります

年金受給者が所在不明となって1カ月以上経過した場合、世帯員（住民票上の世帯が同一の方）は所在不明である旨の届出をする必要があります。

（注）届出後、生存の事実確認を行い、確認できない場合は年金の支払いが一時止まります。

【手続き方法は】

お近くの年金事務所に届書を提出してください。

簡略版

●子のある夫にも遺族基礎年金が支給されます

これまでは、夫が亡くなった場合に、子のある妻または子に遺族基礎年金が支給されていましたが、改正後は子のある夫にも支給されます。

●未支給年金を受け取れる遺族の範囲が拡大されます

これまでは、未支給年金（亡くなった方が受け取れるはずであった未払いの年金）を受け取れる遺族の範囲は、「配偶者、子、父母、孫、祖父母または兄弟姉妹」でしたが、改正後は「上記以外の3親等内の親族」（甥・姪、おじ・おば、子の配偶者など）まで拡大されます。

●国民年金の任意加入未納期間が受給資格期間に算入されます

これまでは、国民年金の任意加入被保険者（サラリーマンの妻や海外在住者などで本人の申出により加入をしていた方）が保険料を納付しなかった期間については未納期間とされ、年金を受け取るために必要な期間に算入されませんでした。改正後はこの未納期間が受給資格期間に算入されます。

●繰下げ請求が遅れた場合でもさかのぼって年金を受け取れます

これまでは、老齢年金の受給権を取得した日から5年を経過した日以後に繰下げの請求があったときは請求の翌月から増額された年金が支給されていましたが、改正後は請求が遅れたときでも、5年を経過した日の属する月の翌月から増額された年金が支給されます。

●障害年金の額改定請求が1年を待たずに請求できるようになります

これまでは、障害基礎年金または障害厚生年金を受けている方の障害の程度が増進した場合、その前の障害状態の確認等から1年の待機期間を経た後でなければ年金額の改定請求ができませんでしたが、改正後は省令に定められた障害の程度が増進したことが明らかである場合には1年を待たずに請求することができます。

●さかのぼって障害者特例による支給を受けられるようになります

老齢厚生年金の受給者が障害の状態（障害厚生年金の1級から3級に該当する程度）にある場合に適用される特例制度が改正され、すでに障害年金を受けている方が請求した場合には、定額部分の年金を受け取れる時期が請求月の翌月ではなく、老齢厚生年金の受給権を取得したときまでさかのぼって支給されます。

●年金受給者が所在不明となった場合に届出が必要となります

年金の受給者が所在不明となって1カ月以上経過した場合、世帯員（住民票上の世帯が同一の方）はその旨を年金事務所へ届出していただくことになりました。（生存の事実確認ができない場合は、年金の支払いが一時止まります。）

国民年金保険料収納業務の民間委託（市場化テスト）について

日本年金機構は、国民年金保険料の納め忘れがある方に対する「電話や文書、戸別訪問による納付督促や保険料の収納業務、免除等申請の勧奨業務」について、民間委託を実施しています。

これは、「競争の導入による公共サービスの改革に関する法律」に基づいて、従来官公庁が行ってきた事業に関して民間事業者の参入機会を拡げ、民間事業者の創意工夫やノウハウの活用により、低コストでより良いサービスの提供を目指す「市場化テスト事業」として導入されたものです。委託している市場化テスト受託事業者は、次のとおりです。

<受託事業者（平成26年3月1日現在）>

- ・アイ・シー・アール バックスグループ シー・ヴィ・シー共同企業体
 - ・(株)アイヴィジット
 - ・(株)オリエントコーポレーション
 - ・キャリアリンク(株)
 - ・(株)バックスグループ
 - ・日立トリプルウィン(株)
- 以上全6社

◎ 詳しくは、お近くの年金事務所国民年金課へお問い合わせください。

◎ 市場化テスト事業者は、個人情報保護の管理を徹底していますので、皆様のご理解とご協力をお願いします。

※ 受託事業者の担当地区等、詳細については、日本年金機構ホームページをご確認ください。

日本年金機構ホームページ <http://www.nenkin.go.jp/>

国民年金保険料は口座振替がお得です

国民年金保険料の納付には、口座振替がご利用になれます。

口座振替をご利用いただくと、保険料が自動的に引き落とされるので金融機関などに行く手間が省けるうえ、納め忘れもなく、とても便利です。

また、口座振替には、当月分保険料を当月末に振替納付することにより、月々50円割引される早割制度や、現金納付よりも割引額が多い6カ月前納・1年度前納・2年度前納もあり、大変お得です。

口座振替をご希望の方は、納付書または年金手帳、通帳、金融機関届出印を持参のうえ、ご希望の金融機関または年金事務所へお申し出ください。

国民年金保険料学生納付特例制度のご案内

20歳以上の方は、学生であっても国民年金に加入しなければなりません。

しかし、学生の方は一般的に所得が少ないため、ご本人の所得が一定額以下の場合、国民年金保険料の納付が猶予される「学生納付特例制度」があります。

対象となる方は、学校教育法に規定する大学（大学院）、短期大学、高等学校、高等専門学校、専修学校及び各種学校（修業年限1年以上である課程）に在学する学生等で、ご本人の前年所得が次の計算式で計算した金額以下であることが条件です。

$$\langle \text{所得のめやす} \rangle \quad 118 \text{万円} + \{ \text{扶養親族等の数} \times 38 \text{万円} \}$$

学生納付特例の承認期間は4月から翌年3月までとなりますが、承認を受けた次の年度も在学予定である場合、4月始めに再申請の用紙が送られてきますので、引続き学生納付特例制度をご希望の場合は、必要事項を記入の上ご返送ください。

国民年金保険料学生納付特例申請について

学生納付特例制度により、平成25年度に保険料納付を猶予されている方で、平成26年度も引き続き在学予定の方へ、3月下旬に基礎年金番号等が印字されたハガキ形式の学生納付特例申請書を送付します。

同一の学校に在学されている方は、このハガキに必要事項を記入し返送いただくことにより、平成26年度の申請ができます。（この場合、在学証明書または学生証の写しの添付は不要です。）

なお、平成26年度は学生納付特例制度を利用せず、保険料の納付を希望される場合は納付書を送付いたしますので、お手数ですがお近くの年金事務所にご連絡ください。

地域の独自情報

<年金事務所等での取り組み>

編集後記

今年の東京は2月に入ってから記録的な大雪が降るなどしていますが、暦の上では3月。だんだんと春の足音は近づいてきています。桜の開花が待ち遠しいです。

さて、「年金機能強化法」により、4月から免除期間に係る保険料納付の取扱いの改善、遡及期間の見直しや年金給付に関する取扱いが変更されます。今後も「かけはし」を活用して情報提供させていただきますので、今後の業務の参考にしていただければ幸いです。

※「かけはし」に対するご意見・ご要望についてお待ちしております。

ご意見は、E-mail : kikou-shikutyousonikenbosyuu@nenkin.go.jp までお願いします。